

平成25年（行ウ）第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 国

平成25年（ワ）第84号

島根原子力発電所3号機運転差止請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 中国電力株式会社

準備書面（5）

—原告適格に関する原告らの主張ともんじゅ最高裁判決との関係について—

2014年12月22日

松江地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 妻 波 俊一郎

同 安 田 壽 朗

同 岡 崎 由美子

同 水 野 彰 子

同 住 真 介

ほか

第1 もんじゅ訴訟最高裁判決と原告らの主張との関係

- 1 もんじゅ訴訟最高裁判決（最高裁平成4年9月22日第3小法廷）は、
旧炉等規制法は、「単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公

益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体的安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である」とし、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民に原告適格が認められるとした。

- 2 もんじゅ訴訟最高裁判決の上記法理に照らせば、原告らは、本件において、原発事故により、少なくとも、現行法令での一般公衆に対する線量限度である年間1 mSvを超えて被ばくする危険性が認められる場合には、原告適格が認められるべきであると考えている。

そして、その被ばくのおそれは、直接放射能に汚染された空間に所在・生活することによる外部被ばくに限られず、放射性物質を含む汚染物質(指定廃棄物、水、汚染水、汚染堆肥など)が移動することによって起こる外部被ばくのおそれや、放射性物質に汚染された食物や飲料水の摂取・空気中の放射性物質の取り込みなどによる内部被ばくのおそれがある。

- 3 すなわち、原告らは、原告ら主張の原発事故により、少なくとも、現行法令での一般公衆に対する線量限度である年間1 mSvを超えて被ばくする危険性が認められる場合には、もんじゅ訴訟最高裁判決が判示する、「原発事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される者」の範囲に含まれると主張するものであり、この点において、もんじゅ訴訟最高裁判決と基本的な考えが異なるものではない。

第2 福島第一原発事故を踏まえた判断の必要性

- 1 もんじゅ訴訟判決の後、2011(平成23)年3月11日、福島第一原発事故が発生した。

この福島第一原発事故により、原発事故の被害が極めて広範囲かつ多岐にわたることが明らかとなった。

また、原発事故については、当該事故を惹起させた地震・津波等の自然災害の規模、原発事故自体の具体的態様、原子炉や使用済み燃料など当該施設の具体的状況、事故に対する対応措置、放射性物質の大量放出時の気象条件等様々な要因の影響を受け、被害範囲を具体的に予測することが極めて困難であることが明らかとなった。

さらには、前記のとおり、被ばくのおそれは、単に、原子炉周辺に居住することによってのみ認められるのではなく、放射能に汚染された物質が生活空間に移動して来ることにより、外部被ばくするおそれや、放射性物質に汚染された食物や飲料水等を摂取することによる内部被ばくなど、様々な経路で被ばくするおそれが認められることも、福島第一原発事故により、明らかとなった。

- 2 このように、福島第一原発事故から様々な知見が、新たに明らかとなった現時点においては、「原子炉施設周辺に居住する者」と、原告適格の範囲を限定することは極めて不合理であることは明らかである。
- 3 したがって、原告適格の認められる範囲を、「原子炉施設周辺に居住する者」とするもんじゅ訴訟最高裁判決は、この点において、誤っており、変更されるべきである。

以 上